

入 札 要 領

泉佐野市契約検査課

1 入札書の作成について

入札書は、次の各号に掲げる事項に留意して、入札前に作成しておくこと。

(1) 入札金額欄

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を1枠に1字ずつ記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、又は押印による「留印」をつけること。

(2) 住所・氏名欄

契約検査課に登録したとおりに、事業所の所在地、商号又は名称、代表者又は受任者氏名を記入し、使用印鑑を押印すること。もしくは、委任状を提出した代理人は、事業所の所在地、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、代理人氏名を記入し、委任状に押印された代理人印を押印しても有効とする。

(3) 誤記の訂正

誤記部分に二重線を引き、訂正印（1の(2)で使用した印鑑）を押印したうえで、正しく書き直すこと。ただし、入札金額欄はいかなる訂正も認めないので、事前に配布した入札書原本の写しを用いるか、契約検査課に新しい入札書を請求すること。

2 内訳書の作成について（内訳書に不備のある入札は無効とします。）

入札物件によって、入札金額の根拠として内訳書の提出を求めることがある。（合併入札の場合は本工事及び関連工事それぞれの内訳書の提出と併せて、内訳書合計表の提出を求める。）この場合、代表者もしくは受任者（契約検査課に入札参加資格登録された者）の記名、押印（契約検査課に登録した使用印鑑）した内訳書を入札前に作成し、入札時に提出すること。また、内訳書（合併入札の場合は内訳書合計表）の合計金額は入札金額と同額であること。ただし、内訳書（合併入札の場合は本工事及び関連工事それぞれの内訳書）は参考図書として提出を義務づけるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

3 入札について

入札にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 設計図書、仕様書等の内容、現場等の詳細、並びに入札に係る地方自治法（同施行令を含む。）、泉佐野市契約規則（平成12年泉佐野市規則第23号）の内容は、入札日までに承知のこと。なお、入札当日の質問は一切受けない。

(2) 入札室への入室は、1入札者につき1名（共同企業体のときは、構成員数とする。）とし、入札者は、確認のため、契約検査課に登録した使用印鑑又は代理人印を持参すること。また、代理人であるときは、代理人であることを証する代表者又は受任者からの委任状を入札前に提出すること。委任状の様式は自由とするが、委任者は使用印鑑を押印し、委任された者は入札時に持参する印鑑を押印すること。

(3) 入札者は、入室後私語、携帯電話の使用を慎むこと。なお休憩等の申し出は一切受付けない。

(4) 入札者は、入札した入札書の引換、変更、取消及び返還を求めることができない。

(5) 入札回数は原則1回とする。

(6) 泉佐野市契約規則第12条第1項各号に該当する入札は、無効とする。ただし入札物件に最低制限価格を設けた場合で、その価格を下回った入札は、失格とする。

(7) 不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき又は天災地変等やむを得ない理由が生じたときは、入札執行を中止（もしくは入札日を延期）することがある。

4 辞退について

入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあつては、理由を付した入札辞退届を契約検査課に提出するものとする。

(2) 入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

なお、入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、入札不参加とする。

5 落札の通知について

予定価格以下（最低制限価格を設けた場合は、予定価格以下で最低制限価格以上。合併入札の場合は本工事及び関連工事、それぞれの内訳書に記載の合計額のいずれもが、予定価格以下で最低制限価格以上。）で最低価格の入札者を落札者とし、入札執行後、口頭で通知する。また落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いる場合は、くじにより決定する。なお契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

6 契約の締結について

契約日は、原則として入札執行日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く）以内の契約書に双方が記名押印又は電子署名を行った日とする。ただし議会の議決を必要とする契約については、入札執行日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く）以内の契約書に双方が記名押印又は電子署名を行った日に仮契約を締結する。

7 入札保証金について 入札保証金は免除する。

8 契約保証金について

- (1) 建設工事又は建設工事に係る関連する設計・測量等の委託業務の落札者は、当該請負契約を締結するに当たり請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実に認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 物品供給等及び役務提供等に係る契約物件の契約保証金は免除する。